

13. 対日直接投資に係る法務、労務問題等に関する調査研究

1. 調査の目的

わが国は、対日投資促進のため、規制緩和などこれまで多くの施策を実行してきたが、まだ種々の課題を抱えている。特に M&A や法務、労務面で整備しなければならない課題は多い。平成 18 年度には新会社法と M&A に係る問題、一般労働者など外国人人材の獲得と活用に係る課題に焦点を当て研究してきた。

平成 19 年度には法務については在日外資系企業の事業活動と経営に係る課題、労務については外国人プロフェッショナルの獲得と活用に関する諸課題について調査研究を行う。

2. 調査結果の概要

序章 直接投資とこれに係る施策をめぐる論点

直接投資について、意義と効果や施策（直接投資に係る税制など）を考察する。対日投資の意義とは、経済・産業をめぐる環境が急速かつ大きく変化する中で、これに即応すべき産業構造の変化が必ずしも十全ではないことから、対日投資によるその変化の促進が期待されること。サービス経済化が一層進展するところ、サービスが非貿易財である上に、国内での競争も規制などによって制限されている分野があることから、低生産性（非効率性）分野が少なからず存在する。他方、外国企業の中にはこうした分野で比較優位性をもつもの（経営資源の蓄積が大きいもの）が多い。こうした状況からすれば、サービス分野への対日投資がこの分野での生産性の向上、新たなビジネスモデルの導入などによるイノベーションに寄与することが期待されること。

同質性の高い日本の経済・社会にあっては、対日投資による新たなビジネスモデルの導入、伝統的な雇用制度・慣行・環境とは異なる制度などの導入などは、国内の競合企業に刺激を与えるとともに、労働者、消費者の選択肢を拡大することである。

第 1 章 M&A を中心とした対日直接投資の現状

世界と日本の直接投資とクロスボーダー M&A の最近の動向を、多国籍企業の状況、在日外資系企業の動向などを含めて、データに基づき考察・分析する。2006 年の対日投資の動向を概観すると、地域別には北米をはじめ、西欧、アジアと資本撤退が多く流出超となった。2007 年 1～11 月は一転して北米、西欧、アジア、中南米ともプラスとなっており、中でも米国が 1 兆 4,271 億円と大幅な流入超となった。これは米国シティグループが日興コーディアルグループの株式を取得したことが反映している。結局、この案件は外国企業に解禁された「三角合併」の初の事例となっていく。

第 2 章 対日直接投資加速プログラムの概要と現状

新たに策定された「対日直接投資加速プログラム」について、その概要と現在までの進捗状況を主要な項目(課題)別に考察するとともに、このプログラムによる対日投資の成功事例を取り上げて考察する。「加速プログラム」は三本の柱からなる。地域を

拠点とした経済成長と生活の質の向上、「世界との競争に打ち勝つ投資環境の整備等」、内外への積極的な広報、である。 に関しては、「企業誘致に向けたシームレスな支援」、「地域の投資関連情報の整備・発信の強化」、「国際競争力のある研究・教育拠点の整備」、「産業クラスター育成に向けた取組」、「観光」、「対日投資促進特区の推進」である。 に関しては「企業の事業環境整備等」、「行政手続の見直し」、「生活環境整備」である。 に関しては、「国民理解の一層の増進のための国内広報活動」、「海外に対する広報活動」である。

第3章 対日直接投資をめぐる法的状況

対日直接投資に係る法務面での主要な論点である三角合併などをめぐる課題について、三角合併などにおける税務、買収防衛策、機関投資家の議決権行使などの検討を要する問題点を法理論の観点から考察する。例えば、会社法が三角合併などを広く容認するように制度設計されているとしても、金融商品取引法や法人税法が三角合併などに対する「障壁」になる可能性について論ずる。また、M&Aに至らず、非居住者が日本の会社の株式などを保有し、議決権行使などをする場合も対日直接投資をめぐる重要な側面であり、外国人株主の議決権行使に関する我が国の法・制度、あるいは実務慣行の整備について論ずる。また、我が国における買収防衛策についても概観する。

第4章 三角株式交換の事例

三角合併のスキームを利用したシティーグループの三角株式交換による日興コーポリアルグループの完全子会社化のケースについて、スキームの策定の過程で論議のあった論点を踏まえた詳細なケース・スタディを行うことにより、スキームの検証と残された課題の考察を行う。本章では、対価の柔軟化スタートまでの約一年間に行われた開示関係諸規則や税制整備等の状況を踏まえ、実際の開示書類の内容に基づいて本事例を紹介し、外国会社による三角組織再編に関する今後の課題についても触れる。

第5章 労務の問題 - 外国人が滞在し易い環境の法整備の必要性

対日直接投資に係る労務面の課題について、海外人材の受け入れ拡大、入国・在留関係制度の改善という観点から、具体的な事例を中心に考察する。日本における住環境の整備として総合的にいえるのは、外国人子弟の教育制度、教育施設のこと、病気になった時の医療制度、医療施設のことなどの充実である。政府としても、これらのことに手をこまねいていたわけではなく、二国間交渉で EPA（経済連携協定）締結への対応を推進していることは評価しなければならない。

第6章 対日直接投資の事例

対日直接投資のケース・スタディとして、流通、金融、製造業の分野別に投資国、投資の類型などを考慮した多様な事例を取り上げて考察している。事例の中には、近年注目されている中国企業の進出のケースが含まれている。